

令和4年7月



みらい経営グループ

あなたの繁栄が私たちの喜びです！

税理士法人みらい経営レポート

〒456-0051 名古屋市熱田区四番二丁目14番34号

今月の視点

565号

助成金等は経営力UPへつながる！ ～助成金ありきは会社をダメにする？！～ ～適切な活用で人財へ～

近年、国の中小企業政策は大きな変容を遂げています。コロナ禍、ウクライナ戦争、極端に短い梅雨そしてその後の猛暑……。世情、想定外の連続です。

このような状況下、政策のポイントは一律支給ではなく自己責任の下で、自発的に会社経営を実践している企業に補助金の形で支給しています（コロナ給付金の際では例外として一律支給がありました）。

例えば、雇用政策として、中小企業は有期雇用のアルバイトを社員へ登用、人材育成の仕組みを作り、ワークライフバランス、働きやすい環境整備のために、シニアの活躍など働く意欲のあるすべての人々が、能力を発揮し、安心して働き、安定した生活を送ることができる社会の実現です。この政策実現のための一つの手段が、雇用保険を活用した助成金です。

（1） 中小企業政策として助成金等を支給する理由

「何に対してお金を出すのか？」を知りましょう。開業、法人化、社会保険に加入など「何をやったら」助成金等がもらえるかと考えるのではなく、国が取り組みたいことに目を向けましょう。

中小企業の経営力強化、労働者の待遇改善、労働生産性アップ、コロナに負けない経営、SDGs、低炭素社会、同一労働同一賃金などがキーワードです。

逆に、機械が古くなったから更新したい、ではダメです。新しい機械を導入し、これまでの技術を改良して新製品を製造する、このようなストーリーが求められます。

（2） 助成金等の「基本的な流れ」

- ①計画提出（我が社の理念、新たな取り組み、実行計画など）
- ②審査
- ③国・自治体の認定
- ④計画の実施、遂行
- ⑤実績報告（請求）
- ⑥助成金等が御社の口座に振込み

※2022年版 会社を元気にする助成金（厚労省系）

※2022年版 中小企業の経営力強化を支援する補助金（経産省系）

上記各冊子を進呈します。FAXでの申込みをお待ちしています（FAX 052-652-0066）

(3) 「助成金」と「補助金」の違い

	助成金	補助金
コンペ	基本、コンペではない	ほぼ、コンペ形式
公募期間	常時、申請が可能 (たまに期間限定があり)	ほぼ年中申請可能だが、年何回かの 締切が設定されているものが多い
金額	少額 (数十万円～)	高額 (数十万～数千万円以上)
労働法との 関わり	関わりが深い (労働違反があると、受給ができない)	あまりない
従業員数	1名以上必須	従業員ゼロでも OK

(4) 労働法を守れているかどうかのチェックリスト (助成金)

- ・労働保険、社会保険の届出を正しくやっている
- ・労働保険料、社会保険料の滞納がない
- ・過去に助成金の不正受給をしたことがない
- ・「36協定届」の作成と、労働基準監督署への届出 (年1回) をしている
- ・休日出勤、深夜労働があった場合に手当を正しく計算し、支給している
- ・従業員の契約内容が変わったときに、雇用契約書 (労働条件通知書) を更新している
- ・雇用契約書 (労働条件通知書) は、会社と本人分の2通作成し、本人にも渡している
- ・休憩時間は決まった時間、ちゃんと与えている
- ・労働時間のカウントを、1分単位でやっている
- ・年に1回、正社員に対して「定期健康診断」を実施している
- ・所定労働時間に応じて、正しく雇用保険、社会保険に加入させている

(5) 補助金 (必要な事項)

- ・一つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証システム
「G ビズ ID (プライムアカウント)」を取得し電子申請
- ・中小企業・小企業事業者向けの補助金・給付金等の申請や事業のサポートを目的とした、国のウェブサイト
「ミラサポ plus (中小企業庁)」に登録
- ・企業の健康診断を行うツール
「ローカルベンチマーク (ロカベン)」を入力し強み・弱みを分析
- ・下記について第三者に説明しうる資料の準備
 - ① 自社製品・サービスを売る相手は誰か
 - ② 業績の好調・悪化の原因
 - ③ 強み・弱みを各3つ以上
 - ④ 競合他社の優位性・特徴
 - ⑤ 競合他社に勝っている、負けているところ
 - ⑥ やりたい事業に必要な設備は何か
 - ⑦ 2社以上の相見積

(6) 令和4年度汎用の「助成金・補助金」の紹介

- ① キャリアアップ・助成金 (正社員化コース) 原則1人57万円

- ・就業規則に転換規定を追記、周知、届出
- ・キャリアアップ計画書を提出する
- ・転換前に6ヵ月以上の非正規期間が必要
- ・転換時に「1時間あたりの固定的賃金」を3%アップする
- ・転換後、6ヵ月たったら支給申請を行なう

②人材開発支援助成金（正社員向け訓練）簡単です

計画一式を出す→認定（受付）→実施する（カンタンな訓練日誌を作る）→支給申請（助成金の請求）

- ・原則、訓練期間は1年以内
- ・訓練期間内に、原則20時間以上（数回に分けてもOK）の訓練が必要
- ・スケジュールや訓練内容を変更するときは、原則“事前”に変更届を提出する

③働き方改革推進支援助成金（仮）

働き方改革推進支援助成金（仮）の支給対象となる取組み

- ・労働管理担当者に対する研修／労働者に対する研修、周知・啓発
 - ・外部専門家（社会保険労務士、中小企業診断士など）によるコンサルティング
 - ・就業規則・労使協定等の作成・変更／人材確保に向けた取組み
 - ・労務管理用ソフトウェアの導入・更新／労務管理用機器の導入・更新
 - ・デジタル式運行記録計（デジタコ）の導入・更新
 - ・労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新
（小売業のPOS装置、自動車修理業の自動車リフト、運送業の洗車機など）
- ※研修には、業務研修も含まれます。また原則としてパソコン、タブレット、スマートフォンは対象とはなりません

計画（交付申請書）一式を出す→認定をもらう→実施する（設備に対する支払いもする）

→支給申請（助成金の請求）

④人材開発支援助成金（特別育成訓練コース）

- 長期間（3～6ヵ月）、長時間の訓練が必要
 - 訓練カリキュラムやスケジュールを、申請書に詳しく書く必要がある
 - 計画提出前に、キャリアコンサルタントの面談を受ける必要がある
 - ほぼ毎日、訓練日誌を手書きで書く必要がある
- ・新人に対して、同じ場所で教えられる先輩、上司が常に1名以上いる（テレワークでOJTは認められない）
 - ・研修をしっかりとやりたいし、訓練日誌も業務の一環としてやらせたい

⑤IT導入補助金

IT導入支援事業者にご相談することをおすすめします

⑥ものづくり補助金

- ・ほぼ一年中、申請可能
- ・1次、2次、3次・・・と微妙にルールが変わり、それぞれ締切日が異なる（2021年度については8次は11月11日締切、9次は今年2月8日締切）。

- ・対象企業は一部を除く中小企業、大企業、個人事業主。
- ・補助率は原則 2分の1（一部は3分の2）。
- ・補助金増減額は 1250万円（グリーン枠は2000万円）。
- ・補助対象経費は機械装置費、ソフトウェア購入費、運搬費など。
- ・その他、建物や内装費用は対象外。

採択事例でよくでるキーワードは、

- ・生産性向上
- ・短納期化
- ・内製化
- ・自動化
- ・新製品、新サービスの開発
- ・都道府県初、地域初、業界初
- ・IoT
- ・AI
- ・ロボット

過去の採択事例（事業計画名と企業名）は、すべてインターネットで公開されています。

<http://portal.monodukuri-hojo.jp/saitaku.html>

申請から交付までのアバウトな流れは、次の通りです。

電子申請→交付申請→交付決定→事業実施→実績報告→補助金の交付

⑦事業再構築補助金

具体的には、新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編など思い切った事業再構築をしようと試みる中小企業の手助けをするための補助金です。

- ・思い切った事業転換に対して補助金がもらえる
- ・ほぼ一年中、申請可能。
- ・コロナが収束したら終了するかもしれません。
- ・第1回、第2回、第3回・・・と、微妙にルールが変わり、それぞれ締切日が異なります。
- ・対象企業は一部を除く中小企業、大企業、個人事業主。
- ・コロナ前と比較して業績低下が要件なので、コロナ後に創業した企業は対象外。
- ・申請枠は5～6種類あって、枠によって補助率も上限額も「採択率」も違います。
- ・補助率は原則 2分の1 か 3分の2。
- ・補助金上限額は最大1.5億円。
- ・補助対象経費は建築費、機械装置費、ソフトウェア購入費、広告宣伝費など。
- ・車、スマホ、PC、空調などの「何にでも使えるもの」は原則NG。

この補助金の最大の特徴は、金額が大きく、かつ「建築費（建物の建築・改修、建物の撤去、賃貸物件等の原状回復）」が対象となっている点です。

ただ、土地の購入、賃貸はNG。建物も、建築はOKでも「購入」だとNGですのでご注意を。

助成金等を活用して、更に「より良い会社作り」を目指しましょう。会社良し、社員良し、社会良しの「三方良し」の経営です。お問い合わせ、ご質問などお待ちしております。

みらい経営グループ代表 石川 光男

7月の税務と労務

- | | |
|------------------------|-----------|
| ・ 5月の決算法人の確定申告、消費税など納税 | 期限(8月 1日) |
| ・ 11月の決算法人の中間申告、納税 | 期限(8月 1日) |
| ・ 11月の決算法人の消費税の中間申告 | 期限(8月 1日) |
| ・ 6月分源泉所得税納付 | 期限(7月 1日) |
-

税理士法人みらい経営（発行元）

税理士・中小企業診断士 社会保険労務士・行政書士 石川光男

〒456-0051 名古屋市熱田区四番二丁目14番34号

TEL 052 (651) 6000 FAX 052 (652) 0066

MAIL ishikawa@ishikawakk.or.jp HP <https://www.mirai-kg.com/>